

岩手県告示第809号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を平成28年9月1日次の者に委託した。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
根白漁港の指定漁港施設	大船渡市三陸町吉浜字向野32番地 7	吉浜漁業協同組合